

栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、スポーツと組み合わせた観光・地域づくり等の推進によるスポーツツーリズムの普及や県内外の交流人口の拡大を通じた地域活性化を図るため、県内でスポーツ大会等を開催する団体に対して、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 定款又はこれに類する規約等、一定の規定を有し、かつ、代表者が明らかであること。
 - (2) 明確な会計処理を実施していること、又は実施できると認められること。
 - (3) 補助事業の実施期間中に事業が完遂できると認められること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。
- (1) 暴力団(栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
 - (2) 暴力団員(排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)を含む者
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む者
 - (4) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
 - (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (6) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となるスポーツ大会等とは、次に掲げる全ての要件に該当するもの又は知事がこの要綱の趣旨に資すると特に認めるものとし、1補助事業者につき1実施期間中1度限りとする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する団体が主催、共催又は主管するもの

ア 国内統括競技団体(公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会又は公益財団法人日本パラリンピック委員会)、公益財団法人栃木県スポーツ協会又は一般社団法人栃木県レクリエーション協会の加盟競技団体

イ アの加盟競技団体に属し、都道府県以上の範囲を統括する競技団体

ウ ア又はイのいずれかの加盟競技団体に属し、都道府県以上の範囲を統括する学生連盟、社会人連盟その他これに類する競技団体

エ ア～ウに掲げる団体が構成団体となり、大会の開催準備及び運営を目的として設立された団体

- (2) 栃木県を主たる会場として開催されるもの
- (3) 栃木県スポーツコミッションの誘致・相談活動により開催されるもの
- (4) 栃木県スポーツコミッションの活動に協力できるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの。(ただし、国又は地方公共団体が他の団体と実行委員会等の組織を設立し、共催の上実施するものを除く。)
- (2) 既に栃木県内で開催された実績があり、以後も継続的に開催されると認められるもの
- (3) 本制度とは別に栃木県から補助金等の交付を受けるもの
- (4) 開催順序が予め定められており、栃木県の開催順となり実施されるもの
- (5) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの
- (6) 興行又は特定の企業の営利を主たる目的とするもの
- (7) 暴力団等反社会的な勢力の利益となるもの
- (8) 目的が公序良俗に反するもの
- (9) 参加者が栃木県内居住者のみで構成され、県外居住者の参加を伴わないもの

(事業の実施期間)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、この要綱の趣旨に合致するスポーツ大会等を実施するために、直接必要となる経費(消費税及び地方消費税を除く)(以下「補助対象経費」という。)で、別表1に掲げるものとする。

- 2 前項において、別表2に掲げる経費については、補助金の交付の対象とならない経費(以下「補助対象外経費」という。)とする。
- 3 経費の取扱いについては、補助事業者が第三者に業務委託した場合についても同様とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費総額の2分の1を乗じて得た額の範囲内で、別表3に定める補助区分のうちいずれかの基準人数に応じた額を交付限度額とする。

ただし、算出された交付額を算入することにより収入が支出を上回る場合には、算出された交付額から当該超過額を減じた額を交付限度額とする。

なお、スポーツ大会等を開催した結果、参加人数又は観客人数が申請した基準人数に満たなかった場合は、開催結果に応じた基準人数の区分へ変更するものとし、同表に規定する基準人数の最低基準に満たなかった場合は、補助金の交付の対象外とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項ただし書の規定は、荒天等やむを得ない理由により、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において準用する。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする者が規則第 4 条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付申請書	別記様式第 1 号	1	1 事業計画書	別記様式第 2 号	1	知事が別に定める日
			2 事業収支予算書	別記様式第 3 号	1	
			3 団体の概要	別記様式第 4 号	1	
			4 共同体構成員表	別記様式第 5 号	1	
			5 誓約書	別記様式第 6 号	1	
			6 その他知事が必要と認める書類		1	

- 2 補助事業者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)(以下、「消費税等仕入控除税額という。))を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 3 申請者は、第 1 項の申請をした事業を効率的かつ効果的に実施するため、知事が補助金の交付を決定する前に事業に着手する必要がある場合には、同項に定める申請から交付決定を受けるまでの期間中において、その理由を記載した事前着手申請書(別記様式第 7 号)を知事に提出し、その承認を受けて着手することができる。この場合において、申請者は、交付決定を受けるまでの期間(交付決定がなされなかった場合も含む。)に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知したものとする。

(交付の条件)

第 8 条 規則第 6 条第 1 項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(第 9 条で定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、別記様式第 8 号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(軽微な変更)

第 9 条 前条第 1 項第 1 号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の主体、大会等名称、実施期間及び補助区分の変更
- (2) 補助金交付申請額の増額又は 20 パーセント以上の減額
- (3) 補助事業に要する各経費区分の金額が、補助対象経費総額の 20 パーセント以上増加又は減少する変更

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めた場合、随時に知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県スポーツ大会等開催費補助金実績報告書	別記様式第 9 号	1	1 事業結果報告書	別記様式第 10 号	1	事業が完了した日から起算して 30 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。
			2 事業収支決算書	別記様式第 11 号	1	
			3 参加者・観客数証明書	別記様式第 12 号	1	
			4 領収書等貼付台紙	別記様式第 13 号	1	
			5 その他知事が必要と認める書類		1	

2 第 7 条第 2 項ただし書の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした者が実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。

(交付の請求)

第 12 条 規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付請求書	別記様式第 14 号	1	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日
			2 交付額確定通知書の写し	1	
			3 その他知事が必要と認める書類	1	

(概算払)

第 13 条 規則第 19 条の規定により概算払が可能な場合は、知事が別に定めるものとし、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県スポーツ大会等開催費補助金概算払請求書	別記様式第 15 号	1	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日
			2 検査結果の通知書の写し	1	
			3 その他知事が必要と認める書類	1	

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 第 7 条第 2 項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした者が第 11 条の実績報告をした後において、消費税及び

地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第 16 号により速やかに報告し、補助金の返還が必要となった場合には、知事の返還命令を受けて消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の管理等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業(補助事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。)により取得し又は効用が増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助事業の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも提出できるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 栃木県スポーツコミッション設立の日前においては、第 3 条第 1 項中「栃木県スポーツコミッション」とあるのは「栃木県」と読み替えるものとする。

3 令和 5 年度の事業の実施期間は、第 4 条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 27 日から適用する。

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(経過措置)

3 施行期日前に交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

[別表 1] 補助対象経費

経費区分	説明
会場設営費	会場使用料、会場設営費、会場撤去費、器具使用費等
賃金	作業員賃金等、臨時に雇用する者に支払う費用等
旅費	運営スタッフ等に係る交通費、宿泊費等
報償費	審判謝金、競技運営に必要な監視員謝金など、個人に対して支払う謝金等
広告費	広告宣伝費、立看板費等
印刷製本費	事業実施に必要となる印刷や製本に要する費用
消耗品費	材料費、事務用品費等、事業実施に必要となる消耗品費
会議費	会議に要する会場使用料等
委託費	設営委託費、音響委託費、警備委託費等
保険料	運営スタッフ等に係る傷害保険料、賠償責任保険料等
運送費	競技備品運搬費等事業に必要な物品等の運送料等
食料費	事業実施に必要となる食料費(原則、会場を使用して実施する準備から撤収までの期間で弁当代(昼食)1日1食相当分、会議の際提供するお茶代、参加選手・競技団体等に係る捕食や水分補給に係るものに限る)
その他	その他知事が特に事業実施に要すると認める経費

[別表 2] 補助対象外経費

経費区分	説明
団体運営経費	団体の運営に要する職員人件費、光熱水費、電話代等
備品等に係る経費	備品等購入費(単価が税込10万円以上の消耗品費を含む)、施設整備費、ホームページサーバー・ソフトウェア等長期契約するものに係る経費(大会等に使用すると認められる期間の利用相当額を除く)等
社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費	接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティーに係る経費等、旅費における特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金)等
その他経費	ガソリン代、賞金、参加賞代、記念品代、個人への花束代等、その他知事が不相当であると認める経費

[別表 3] 交付限度額

補助区分	基準人数 (延べ)	補助対象経費	交付限度額	
			国内大会	国際大会
参加者割	400人以上	別表1に掲げる経費	500千円	700千円
	600人以上		800千円	1,000千円
	1,000人以上		1,500千円	2,000千円
観客割	2,000人以上	別表1に掲げる経費	700千円	1,200千円
	3,000人以上		1,000千円	1,800千円
	5,000人以上		2,000千円	3,500千円

備考

- 1 国際大会とは、日本を含む2カ国以上の国又は地域が参加する大会であって、国際競技連盟（アジア連盟等を含む。）など各競技を国際的に統括する団体が主催又は公認等する大会をいい、国内大会とは国際大会以外の大会をいう。
- 2 交付限度額は上表の補助区分のうち、いずれか高い額とする。
- 3 基準人数の算定に用いる参加者とは、主催者が大会等に登録した選手、監督、コーチ及び役員その他運営に従事する者であって、参加者名簿等、参加した人数が分かる一覧表の提出により確認できる者をいい、観客とは、当該大会等を観覧する目的で来場した者であって、チケット販売枚数、その他合理的な算定方法による算定の根拠の提出により確認できる者をいう。

別記様式第1号（第7条関係）

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所
団体名
代表者名

年度栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付申請書

年度において、栃木県内でスポーツ大会等を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

	項 目	内 容
1	補助金交付申請額	金 円
2	補助区分	1 参加者割 2 観客割
	基準人数	人
	大会の範囲	1 国内大会 2 国際大会

関係書類

- 事業計画書（別記様式第2号）
- 事業収支予算書（別記様式第3号）
- 団体の概要（別記様式第4号）
- 共同体構成員表（別記様式第5号）
- 誓約書（別記様式第6号）
- その他必要な書類

事業収支予算書【収入の部】

区分	積算内訳	予算額(円)	備考
入場料収入			
その他の収入	[共催者負担金]		
	[共催者以外の補助金・助成金]		
	[寄附金・協賛金]		
	[プログラム等売上収入]		
	[参加料]		
	[その他収入]		
小計(イ)			
自己負担金 (ロ)			
交付を受けようとする補助金の額(ハ)			
総額(イ)+(ロ)+(ハ)			

積算内訳欄には、収入の内容とともに、単価・数量等を併せて記載すること。

事業収支予算書【支出の部】

区分	科目	積算内訳	予算額(円)	予算額から 消費税等相当額を 減額した額(円)	備考
補助 対象 経 費	会場設営費				
	賃金				
	旅費				
	報償費				
	広告費				
	印刷製本費				
	消耗品費				
	会議費				
	委託費				
	保険料				
	運送費				
	食料費				
その他					
小計(イ)					
補助対象外経費 (ロ)					
総額(イ)+(ロ)					

- 1 積算内訳欄には、支出の内容とともに、単価・数量等を併せて記載すること。
- 2 消費税等仕入控除税額が発生しない者を除き、同税額を減額してた額を予算額から消費税等相当額を減額した額欄に記載すること。ただし、同税額が明らかでない科目は同税額を含めて記載し、

備考欄に「含税額」と記載すること。

- 3 消費税等仕入控除税額が発生しない者は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
消費税法における納税義務者とならない者
免税事業者
簡易課税制度の適用を受ける者
消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団等であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれる者

別記様式第4号（第7条関係）

団体の概要

団体名		
住所（所在地）		〒
代表者職氏名	職	
	氏名	
資本金又は基本財産		千円
沿革（活動・実績含む）		
団体情報	連絡先	（ ）
	HP	URL

団体の定款・規約等を添付すること。

共同体の場合は、共同体構成員表を添付すること。

別記様式第5号(第7条関係)

共同体構成員表

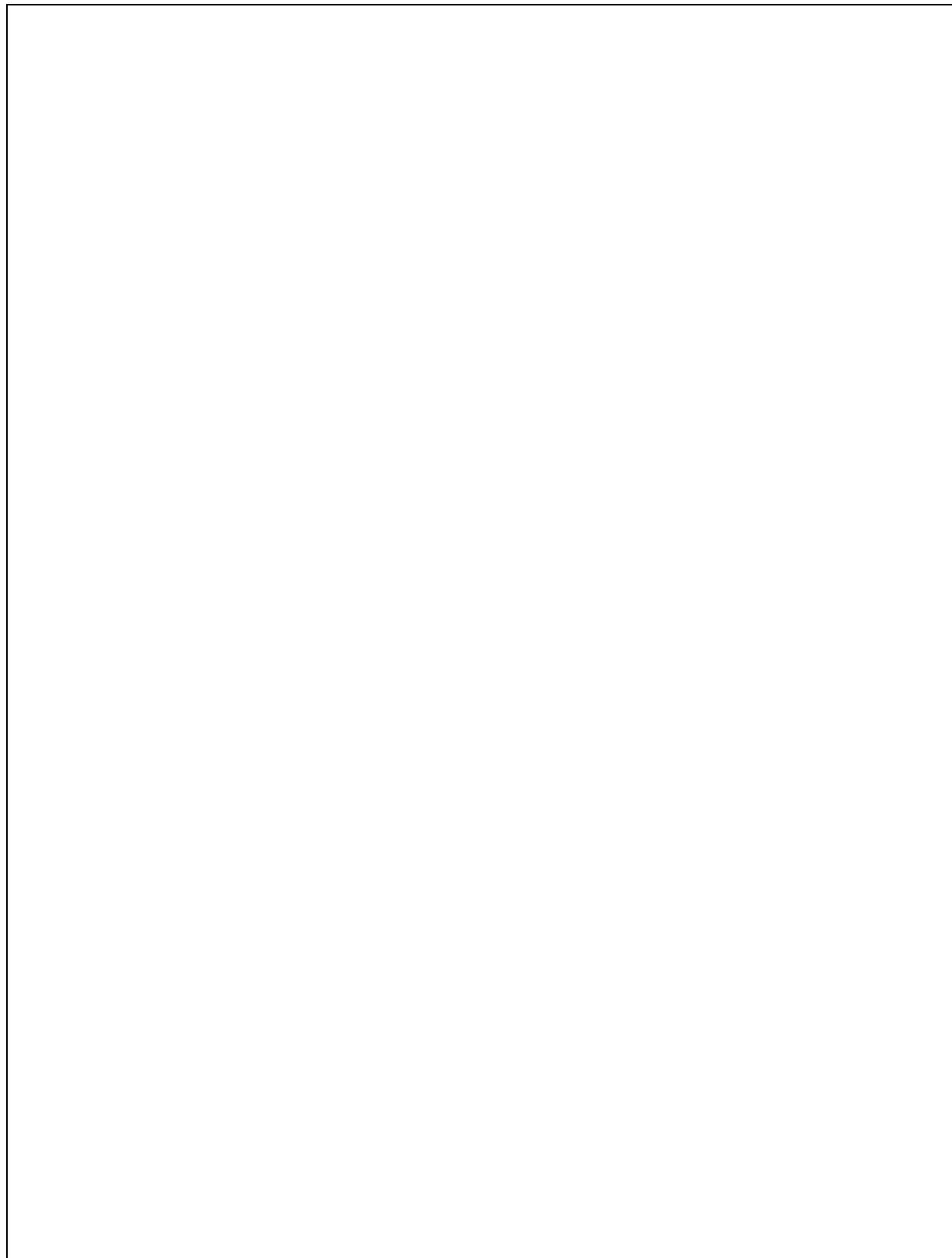
共同体名 _____

代表 とな る 者	住所、本店又は主たる 事務所の所在地	
	法人等の場合は その名称	
	氏名又は法人等の場合 は代表者の氏名	
	主な担当業務	
構 成 員	住所、本店又は主たる 事務所の所在地	
	法人等の場合は その名称	
	氏名又は法人等の場合 は代表者の氏名	
	主な担当業務	
構 成 員	住所、本店又は主たる 事務所の所在地	
	法人等の場合は その名称	
	氏名又は法人等の場合 は代表者の氏名	
	主な担当業務	

共同体による申請を行う場合のみ提出すること。

別記様式第5号（第7条関係）

構成員等の役割、責任分担に関する調書



図表等を用いて説明すること。

共同体の規約等を添付すること。

別記様式第6号（第7条関係）

誓 約 書

栃木県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称及び
代表者氏名

申請者及び申請者の役員等が栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付要綱第2条第2項に規定する欠格要件に該当しないことを誓約します。

別記様式第7号（第7条関係）

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年度栃木県スポーツ大会等開催費補助金事前着手申請書

年度において、栃木県スポーツ大会等開催費補助金申請書を提出した下記事業について、補助金交付決定前に着手したいので申請します。

なお、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとします。

記

1 事業の名称

2 事業費

総事業費 円

補助対象経費 円

3 着手予定年月日

4 事前着手を必要とする理由

別記様式第 8 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住所
名称及び
代表者名

栃木県スポーツ大会等開催費補助金変更承認申請書

年 月 日栃木県指令 第 号で交付決定の通知があった栃木県スポーツ大会等開催費補助金について、下記のとおり交付決定の内容の変更をしたいので承認くださるよう栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付要綱第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注） 予算変更の時は、交付申請書に添付された事業収支予算書（別記様式第 3 号）により、変更前を下段に黒書し、変更後を上段に朱書し、その内容が容易に対比できるよう作成すること。

別記様式第9号（第11条関係）

番 号
年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称及び
代表者氏名

年度栃木県スポーツ大会等開催費補助金実績報告書

年 月 日付け栃木県指令 第 号で交付の決定のあった 年度栃木県スポーツ大会等開催費補助金について、栃木県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業結果報告書（別記様式第10号）
- 2 事業収支決算書（別記様式第11号）
- 3 参加者・観客数証明書（別記様式第12号）
- 4 領収書等貼付台紙（別記様式第13号）
- 5 その他必要な書類

事業結果報告書

大会等名称	
実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
会場	会場名： 住所：
主催者	名称 住所 (〒) TEL：
事務局	名称 住所 (〒) 担当者： TEL：
共催・後援等	
参加者数及び 観客数（延人数） 1	参加者数： 人（うち県内 人、県外 人） 観客数： 人 合計： 人
開催結果（概要）	
補助金実績報告額 2	円
備考	

1 参加者・観客数証明書の人数と一致させること。

2 事業収支決算書の「交付を受けようとする補助金の額（八）」と一致させること。

事業収支決算書【収入の部】

区分	積算内訳	決算額 (円)	備考
入場料収入			
その他の収入	[共催者負担金]		
	[共催者以外の補助金・助成金]		
	[寄附金・協賛金]		
	[プログラム等売上収入]		
	[参加料]		
	[その他収入]		
小計 (イ)			
自己負担金 (口)			
交付を受けようとする補助金の額 (八)			
総額 (イ) + (口) + (八)			

積算内訳欄には、収入の内容とともに、単価・数量等を併せて記載すること。

事業収支決算書【支出の部】

区分	科目	積算内訳	決算額（円）	決算額から 消費税等相当額を 減額した額（円）	備考
補助 対象 経 費	会場設営費				
	賃金				
	旅費				
	報償費				
	広告費				
	印刷製本費				
	消耗品費				
	会議費				
	委託費				
	保険料				
	運送費				
	食料費				
	その他				
小計（イ）					
補助対象外経費 （ロ）					
総額（イ）+（ロ）					

- 積算内訳欄には、支出の内容とともに、単価・数量等を併せて記載すること。
- 消費税等仕入控除税額が発生しない者を除き、同税額を減額して記載すること。ただし、同税額が明らかでない科目は同税額を含めて記載し、備考欄に「含税額」と記載すること。
- 消費税等仕入控除税額が発生しない者は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
消費税法における納税義務者とならない者
免税事業者
簡易課税制度の適用を受ける者
消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団等であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれる者
- 補助対象外経費を除き、本書に記載した支出は、別記様式第 13 号により領収証等の支出の根拠と

なる書類を添付すること。

栃木県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称及び
代表者氏名

参加者・観客数証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

大会等名称	
開催日	年 月 日() ~ 年 月 日()(日間)
参加者数 1	1日目 人(うち県内 人、県外 人) 2日目 人(うち県内 人、県外 人) 3日目 人(うち県内 人、県外 人)
観客数 2	1日目 人 2日目 人 3日目 人

- 1 参加者名簿等、参加した人数が分かる一覧表を添付すること。
- 2 チケット販売枚数、その他合理的な算定方法による算定の根拠を添付すること。
- 3 大会等の様子を写した写真を添付すること。

年度栃木県スポーツ大会等開催費補助金領収書等貼付台紙

該当する科目のいずれかひとつに を付け、科目毎に用紙を分けて貼付すること。

会場設営費	賃金	旅費	報償費	広告費	印刷製本費	消耗品費
会議費	委託費	保険料	運送費	食料費	その他経費()	

領収証等貼付欄
写し可

領収書(レシート)は、重ならないように貼ってください。

単価等が不明な領収書は、詳細を書き込んでください。

金額合計

円

事業収支決算書の決算額の欄に記載した各科目毎の金額と一致させること。

別記様式第14号(第12条関係)

年度栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日栃木県指令 第 号で額の確定の通知があった栃木県スポーツ大会等開催費補助金を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第18条の規定により請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

請求者 住所
氏名又は名称及び
代表者氏名

添付書類

交付決定通知書の写し
交付額確定通知書の写し

[振込先]

銀 行 名 :
支 店 名 :
種 別 :
口 座 番 号 :
口 座 名 義 :
フ リ ガ ナ :

別記様式第15号（第13条関係）

年度栃木県スポーツ大会等開催費補助金概算払請求書

請求金額 金 円

年 月 日栃木県指令 第 号で交付決定のあった栃木県スポーツ大会等開催費補助金のうち、上記の金額を交付されるよう栃木県補助金等交付規則第19条及び栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

請求者 住所
氏名又は名称及び
代表者氏名

添付書類

- 1 交付決定通知書の写し
- 2 検査結果の通知書の写し

[振込先]

銀 行 名 :
支 店 名 :
種 別 :
口 座 番 号 :
口 座 名 義 :
フ リ ガ ナ :

別記様式第 16 号(第 14 条関係)

栃木県スポーツ大会等開催費補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日

栃木県知事 様

住所
名称及び
代表者名

栃木県スポーツ大会等開催費補助金交付要綱第 14 条の規定により 年度スポーツ大会等
事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 スポーツ大会等
名 称：
開催期間：
- 2 補助金額（交付額確定通知書により通知した額）
金 円
- 3 補助金額の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 円
- 5 補助金返還相当額（4 - 3）
金 円

（注）4 の消費税等仕入控除税額に係る積算内訳の書類等を添付すること。